

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 嵯峨 耆朗

1 日時

平成 23 年 11 月 30 日（水曜日）

午後 2 時 9 分開会、午後 2 時 44 分散会

2 場所

第 4 委員会室

3 出席委員

嵯峨耆朗委員長、小野共副委員長、佐々木順一委員、小田島峰雄委員、
佐々木朋和委員、柳村岩見委員、高橋孝眞委員、小野寺好委員、清水恭一委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

葛西担当書記、大山担当書記、内宮併任書記、宮澤併任書記

6 説明のため出席した者

県土整備部

若林県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、小野寺道路都市担当技監、
及川県土整備企画室企画課長、青柳道路環境課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

議案

議案第 49 号 控訴の提起に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○嵯峨耆朗委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

議案第 49 号控訴の提起に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○青柳道路環境課総括課長 控訴の提起に関する議案について御説明申し上げます。

議案（その 4）の 1 ページをお開き願います。議案第 49 号控訴の提起に関し議決を求めることについてであります。便宜、別添資料により御説明させていただきます。

1、訴訟の概要であります。平成 15 年に、県が発注した一般県道江刺金ヶ崎線の金ヶ

崎橋橋梁維持修繕（塗装）工事のため、片側交互通行により規制されていた工事現場付近におきまして、トラックと原付バイクの衝突事故が発生し、負傷した原付バイクの運転者に保険金を支払いましたセゾン自動車火災保険株式会社が、平成 22 年 1 月 26 日に、トラック運転者、工事請負業者及び県に対し損害賠償請求訴訟を提起したものでございます。

2 の判決内容であります。工事請負業者及び県の 2 者に対し、連帯して 582 万 1,274 円及びこれに対する年 5 分の利息並びに訴訟費用の一部の支払いを命ずるとともに、仮執行できる旨の宣言が出されております。

県の敗訴の主な理由でございますが、道路法第 42 条第 1 項に基づき、県は一般交通に支障を及ぼさないように適切な措置を講ずべき注意義務を負い、片側交互通行をする前に、交通誘導員の配置と仮設信号機の設定を確認する注意義務があったが、これを怠ったというものでございます。

なお、トラック運転者に対しましては、前方不注意に係る過失がなかったとされております。

3 の控訴方針及び理由であります。県が交通整理人の配置や仮設信号機の設定など、請負業者の日常の現場管理の細部にまで重い指導監督責任を負うことが認定され、請負業者とともに全面的に損害賠償責任を負わせられるという、非常に厳しい内容となっており、県として承服できるものではありません。

今後の各種公共事業の工事監督のあり方に多大な影響を及ぼすことから、控訴すべきものと考え、本議案を提案させていただいたものであります。

なお、控訴に要する諸経費につきましては、供託額、最大で 582 万 1,274 円及び弁護士報酬を含む訴訟費用が約 78 万円が必要となりますけれども、供託額は控訴提起とともにする仮執行停止決定申し立て後に裁判所から示されるため、現段階では確定できないことから、当面現在の予算の中で対応することとさせていただきたいと考えております。

また、本件につきましては、判決に仮執行宣言が付されたことから、原告による差し押さえを回避するため、裁判所に対し速やかに控訴提起及び仮執行停止決定申し立てを行い、あわせて法務局に供託金を納入する必要があるため、本日の御審議をお願いするものであります。

以上で控訴の提起に関し議決を求めることについての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○嵯峨竜朗委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○高橋孝眞委員 全面的に県が敗訴したという内容ですけれども、50%であれば控訴しなかったのかという意味でお聞きしたいと思います。100%だから控訴するのか、半分であったら控訴しなかったのかどうか。

それから、トラック運転者に対して県はどのように考えているか。

もう一点は、信号の部分が報告では 20 秒となっておりますけれども、実際は 10 秒でしかなかったということで、その部分も県の主張は認められなかったわけですけれども、その点

についてはどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○青柳道路環境課総括課長 まず、100%県が敗訴したから控訴するとか、50%であればというような御質問でございますけれども、いずれ県が控訴した場合、特に控訴理由につきましては今御説明したように、工事現場の細かいことまで県が監督し把握しなければならぬ。表現はいいかどうかわかりませんが、請負業者のはしの上げ下げまで県が掌握しておかなければならないというのは、今後県の監督職員に限られておる中でなかなか難しいものがある。これは国あるいは市町村についても同じようなことが言えると思いますけれども、そういうような判決があったことから控訴しようとするものと考えているところでございます。

それから、トラック運転手の責任につきましては、なかなかちょっと判決について言いづらい面もありますけれども、やはり前方不注意なりというのは、多少はあったのではないかなと思っております。

それから、県の裁判所に出した書類では信号機が20秒となっております。しかし、判決が10秒と判定されております。これは、事故直後に警察の現場検証の中で、実態として信号機は10秒全赤だったということがあったものですから、警察がそのように検証したというのであれば、その事故があった直後は10秒であったのかなと判断しております。

○高橋孝眞委員 ということは、信号機の10秒、20秒の関係ですけれども、その時間の指示はしておったのか、しておらなかったのかということをもまずは一つお聞きしたいと思います。

もう一つは、100%云々という意味合いよりも、指導監督責任はゼロではなかったのだと、県には全然その責任はないのだという考え方から控訴するののかという意味なのです。

○青柳道路環境課総括課長 まず、信号機の全赤表示を県サイドで具体的に指示したのかという御質問でございます。正直手元に資料がないので確定したことは言えませんが、恐らくは具体的に何秒にするというところまでは指示はしなかったと思います。橋梁の塗装、塗り直し工事でございますので、毎日工事区間が少しずつ変わっていく、延長も変わる可能性もある中で、毎日何秒にしなさいと指示をするのは、現実として厳しいのかなと考えております。

それから、控訴する理由といたしまして、県としては全く責任はないと考えております。県としてやっている義務は尽くしていると考えているところでございます。

○高橋孝眞委員 ただ、この判決文の中で見ますと、10秒であった場合と20秒であった場合についても、原付につきましては時速34キロで走らなければいけないというようなことで、距離も94メートルということですから、その意味合いからは、ある程度何回か指示し、現場を見ているわけですので、その点について全然関知しなかったというのはおかしいのではないかと感じるわけですが、その点はどのようになるのでしょうか。

それから、もう一つですけれども、100%県に責任はないと言うけれども、そういう意味合いから私は県にも責任があるのではないかと思いますし、このような争い方をして本当

に県として勝ち目があるのでしょうかと思うわけです。別個な方法でのやり方というのはないのでしょうか。被告2人に対して注意義務の責任を求めているわけですね。佐々木塗装店と県と2人一体で相手は裁判するわけですから、こちらはどのような方法でその部分を変えていくかということを考えないと、なかなか勝ち目ははないのではないのでしょうかという意味です。

○青柳道路環境課総括課長 まず、後段の勝ち目が無いのではないかと御質問でございますけれども、先ほど部長も答弁しましたとおり、一定の仮設的な要因につきましては請負人がみずからの責任でやると契約書の中でもうたっておるわけです。それがなかなか裁判所で認められていないということがございますので、やはりそれはこうなったのも請負人といいますか、発注者としてはやることはやっているとっております。

それから、県としましても3日置きに現場に行っております。実際10月27日には交通整理人を配置するよう指示はしまして、30日には配置しております。しかしながら、事故の起きた11月4日には残念ながら配置しておらず仮設信号機だけであったという状況もございます。

以上でございます。いずれ県としては、先ほども申しましたが、監督等につきましてもやることはやっていると判断しております。

○若林県土整備部長 補足をさせていただきます。

まず、請負契約書の中に保安施設設置基準というものもありまして、例えばある程度片側交互通行をやる際の基準などについてはうたっているところであります。その中でやはり適切な相互交通に支障がない間隔にしなければならないわけですので、今回の工事区間が徐々に動いたり、それから延長が変わったりする部分については、請負業者が責任を持って適切に判断をするべきものであると我々は考えております。一定程度のやり方については我々が指導監督する部分があると思っておりますけれども、その部分については請負業者の責務かなと感じているところであります。

○青柳道路環境課総括課長 先ほど答弁漏れのようなところがございますけれども、なぜ今回このように控訴するかという一番の大きな問題は、事実上常時現場に県が張りついていなさいという判決なわけでございます。これは、なかなか実際問題不可能な状況でございます。こういう状況の中でこのまま判決を受け入れますと、県の年間の発注件数が大きく減少することが見込まれますし、現実としてそれは不可能だと思っております。

それから、もう一つは、県が提出した書類が証拠採用にならなかったというものでございます。どういうふうな経緯で証拠採用にならなかったのかわかりませんが、やはりこれは、事実認定に誤りがあると感じておりますので、ぜひ控訴させていただきたいと考えております。

○高橋孝眞委員 ぜひ頑張って勝ち取ってほしいという意味合いですが、先ほど言いましたとおり今の方法や論点で進めていって本当に勝てるのでしょうかと思っただけです。そのことですから。

○柳村岩見委員 大変不幸な事故であります。どのように頑張っても起きるときは起きる。私の頭の中にも数カ所そういう事故の事例が浮かびます。ただ、訴訟になったかどうかというのはまた話が別ですけれども、大変不幸な事態。まずは感想のほうから先ですけれども、とてもではないが県のほうの弁護士の能力が足りない。要するに最終的には責任の持って行き場所が分散される。トラックの運転手、あるいはバイクの運転手は正規な走行であったかどうか、みんなそのとおりに責任があって、どこかがその責任を果たしていない結果として事故が起きたのだと思うのです。だから、一方的な判決的な話は大体おかしな話で、いやいや、おめはんたち、もっと気つけろよという、だからこのくらい責任あるよという話の裁きはされるのであれば別だが、大いに頑張ってもやらないと恐らく工事現場1カ所1カ所に県職員が張りつかなければならないということになります。それも事務所に張りつけばいいという話にはならぬのだから、今度は技術職が張りつくという話になると思います。大体こういう事例が起きているのは全国でも岩手県だけだと思うよ。

そして、仮執行もできるとされた。県の通帳に差し押さえが来るのだそう。億だか、10億だか、20億だか、100億だか入っている通帳が584万円のために仮押さえる。もし必要だったら普通のケースは、差し押さえると言ったら通帳から必要な額だけ持って行く。そして、まだ必要な額に満たないときはその通帳を押さえた上で、入ってくるのを待って入ったら持って行くというのが普通差し押さえだよ。何億もあるであろう岩手県の通帳を差し押さえるなんてね、とっばい話だという感想を持ちます。大いに頑張ってもやっていたかなければいけませんし、だからさっき言ったように工事現場に技術職の職員を張りつけるということになりますし、恐らく1人で起こした事故ではありませんので、トラックの運転手がいたり、バイクの走行者がいたり、そこに工事現場があったりした結果でありますから、発注者だけで負うという話ではなくて、みんなとところどころ悪くて結果として事故になっている、恐らくね。というふうなこともあるので、やってほしいと。岩手県の通帳を584万円のために仮押さえするという話だがね、それはにっちもさっちもいなくなるそうだが、岩手県の。そのこと自体は県土整備部に言ったって制度的な話はしようがないからね。どうぞ頑張っても、私の感想だったら弁護士をかえるとかね、だって全国的な話に波及しますよ。大変なことはびりつとやらなければ。いや、確かに100%悪くないという話は難しいかもしれないけれども、しっかり指導して請負業者に理解をしてもらって、こういう安全性を保ってやるよということをやって、何日かに一遍は見に行っていたということで、発注者として全部負わなければならないという話にはならぬのではないかと思います。大いに頑張ってください。私は後の処理ですけれども、賛成です。

○嵯峨壱朗委員長 ほかに質疑はございませんか。

○小野共委員 2点質問させていただきたいと思います。

本会議でもその質問がありましたけれども、ちょっと変えて平成15年の事故以前に今のようなケース、保険会社から発注業者である県が訴えられたというケースはあったのかどうか。これは全国でも構いませんので、あったのであればそのケースを明らかにしていただ

きたいと思います。

それから、一審で交通誘導員の配置と仮設信号機の設定の確認の注意義務、これが欠落していると、県の過失が認められたということでありますけれども、常識的な監督をしていた状態で事故が起こって訴えられて、今回発注業者であるその自治体が負けるということになれば、これが凡例となって全部の自治体で交通事故があれば、その保険会社は発注業者の自治体に公共工事の損害賠償をしてくるということになりますので、やはりこれは不思議な感じがいたします。それで、お聞きしたいのは弁護士が一審で負けた理由というのをどのように分析しているのか。そして、これから何を主張して二審を戦っていくかというところを聞かせていただきたいと思います。

○青柳道路環境課総括課長 まず、発注者が訴えられているかどうかという事例でございます。岩手県では調査した限りございませんでした。ただ、ほかの過去の凡例では幾つかございます。例えば発注者からの指示が不十分であった場合、あるいは何も指示しなかった場合につきましては敗訴しているという事例はございます。ただ、今回の場合は3日置きに現場に行って指示なり確認はしておりますので、我々としてはしっかり対応していると考えております。いずれ今までの凡例よりも過大に指導監督義務をとらえられた判決かと判断しておるところでございます。

弁護士からの御意見でございますが、県が工事発注していても、現場の安全管理義務を課し、常時現場を監督する義務を課するもので、事実上不可能を強いるものである。法令解釈の誤りというふうにも言われております。また、当時現場にいなかった塗装店の社長の尋問結果を採用しております。先ほど言いましたけれども、県の監督員がつくった書類の信用性を否定したことは受け入れられないというように、事実認定の誤りと弁護士は判断しております。

○小野寺好委員 私もこの判事はおかしいのではないかなと思います、ぜひとも控訴したほうがいいと思います。そういったことでちょっと申し上げます。まず、事実関係なのですけれども、交通整理人をその日置かなかったというのは何か人的な手配ができなかったのか、それとも経費を節減するためにこの日はたまたまいなかったのか、ちょっとその点を最初に。

○青柳道路環境課総括課長 人の手配がつかなかったということのようでございます。

○小野寺好委員 ちょっと外れますけれども、その交通整理人、警備会社はすごく競争が激しいらしくて、なかなかもうけを出せないという、そういった状況のもとにひどいたたき合いとかして仕事をとっている。そういった事情がもしかしたら何か影響しているのか、いなかったことについて、今後影響はどのように考えているか、まずその辺。

○青柳道路環境課総括課長 事故が発生したのは平成15年11月でございます。その当時の状況がちょっと思い出せないので何とも言いようがない部分もございます。いずれ不幸にして現場内で事故があったわけでございますので、我々としても、この訴訟は別としても現場内の交通安全については配慮していきたいとは思っておるところでございます。

○小野寺好委員 セゾン自動車火災保険株式会社、聞いたことがないと思って調べたら、

損保ジャパンの子会社で、こんなことばかりやっている会社なのでしょうか。これは平成15年の事故でけがした方が3年後に症状固定、訴えが6年二、三カ月してからなのですね。ただ、払って請求権を代理取得して保険会社が原告になって出てきているという、非常に不思議な感じ、しかも580万円で県を訴える。この判事が交通事情を知らない判事ではないのかなという、そういった点も不幸がいろいろ重なっているのですが、この損保会社について何かもしわかっていれば。

○青柳道路環境課総括課長 外資系の会社ではないかと聞いております。外資系なものですから、どうしてもシビアという言い方もあるのでしょうか。

○小野寺好委員 原告側の弁護士なのですが、これは全部東京とかそっち関係の人なののでしょうか。あとこっちの県関係では、石川弁護士のほかのお二方はどちらの方なのでしょうか。

○青柳道路環境課総括課長 相手方は東京の弁護士でございます。それから、あと石川弁護士のほかは同じ事務所の弁護士です。

○小野寺好委員 ちょっと中身なのですから、仮設の信号機が全部が赤になるのが20秒にしても10秒にしても、いずれ全部が赤になるという、そういった設定があるので、カーブではなくて直線の80メートルで普通はあり得ない事故ですよ。バイクの方が青だったのが赤になったけれども突っ込んでいた、あるいは車のほうがまだ赤で青になっていないけれども先走って走ってしまうという、そういったケースでないと恐らくぶつからない。いろいろあちこちで仮設の信号機があるのですけれども、やはり中には無視して入ってくる車がある。その場合に、我々はぶつかるのは嫌だから相手が悪くてもちょっととまりますよね。そういったことなしに、このいただいた図面ではすぐわきのところで、信号機の近くでぶつかっている、これはおかしいなど。判決文でこの運転手は全然責任を問われていないという、この判事は何なのだという、こんなのあり得ない。仮にバイクが近くまで来ていて、この2トントラックが出ていくというのは、普通の交通感覚ではあり得ない。それに対して過失がないという、これについてこちらの石川弁護士たちがどう判断したのか、提訴から判断まで全く摩訶不思議な気がします。もし弁護士から何か聞いていれば。

○青柳道路環境課総括課長 基本的に今回の事故というのは、当事者の責任が大きいとして、県との因果関係はないというのが弁護士の考えでございます。

○小野寺好委員 では、それで頑張ってください。終わります。

○小田島峰雄委員 いろいろお答えがございました。ここで部長が答弁されたように、保安設置基準も、交通整理人も、仮設信号機の配置もしろとちゃんと指示していると。ところが、証拠能力がない、信用性に欠けているとして信用されていないと、極めて奇異な判決であります。その理由をさっきお答えありましたように、原告に対する尋問がこれを否定するかなのような、答えたというようなお答えがりましたが、それを確認をしたいと思いますし、いずれ行政をつかさどる者にとっては耐えがたい判決でございます。これから道路行政を行うに重大な支障がありますので、大いにこういうのは控訴すべきだという観点で申し

上げます。こういう控訴事案に対して、県民の血税を投入することはいかなるものかなという一部の考え方があるのだけれども、たとえこれは倍かかろうと3倍かかろうとやらなければいけませんよ、行政に携わる者としてはね。それを申し上げたいと思います。

それから、不幸にしてこういう事故が起こってしまった。これに対する道路交通法上の行政処分というのは別にあるのでございましょう。これとはまた別物ですものね。その行政処分がどうなっているのかをちょっとお尋ねをしたいと思います。

○青柳道路環境課総括課長 たまたま事故当時現場にいなかった請負人の社長の意見を採用して、県の監督員の証拠を採用していただけなかったということでございます。それからトラックの運転手につきましては、道路交通法上、起訴は受けておりません。

○小田島峰雄委員 おとがめなしということですね。

○青柳道路環境課総括課長 おとがめなしのようです。

○小田島峰雄委員 岩手県警は何か処分しているでしょう。それもなしということですね。

○青柳道路環境課総括課長 トラック運転手につきましては、刑事については不起訴、行政処分についてはちょっと把握しておりません。

○嵯峨耆朗委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。大変どうもありがとうございました。